

忠岡町公告第 58 号

忠岡町文化会館整備工事設計業務委託について、次のとおり制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により公告する。

令和 4 年 11 月 11 日

忠岡町長 杉 原 健 士

1 競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 忠岡町文化会館整備工事設計業務委託
- (2) 業 種 土木関係 建設コンサルタント
- (3) 履 行 場 所 忠岡町忠岡南 1 丁目 18 番 17 号
- (4) 委 託 概 要 スロープ及びタイル改修に於ける実施計画及び積算業務
- (5) 履 行 期 間 契約締結日から令和 5 年 1 月 31 日
- (6) 予 定 価 格 事後公表とする。
- (7) 最低制限価格 事後公表とする。
- (8) (7) の算出方法 ア～ウの合計額 <1,000 円未満切捨て>
 - ア 直接人件費の額
 - イ 技術料等経費の額に10分の 6 を乗じて得た額(1 円未満は切捨て)
 - ウ 諸経費の額に10分の 6 を乗じて得た額(1 円未満は切捨て)
- (9) (7) の設定範囲
 - 上限額 予定価格に10分の 8.5 を乗じて得た額 <1,000 円未満切捨て>
 - 下限額 予定価格に 3 分の 2 を乗じて得た額 <1,000 円未満切捨て>
- (10) 入 札 回 数 3 回
- (11) 入 札 保 証 金 免除
- (12) 契 約 保 証 金 契約金額の 10/100 以上とする。ただし、忠岡町契約規則第 43 条第 2 項各号の規定に基づき免除する場合を除く。
- (13) 支 払 方 法 原則一括支払

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 令和 4・5 年度忠岡町測量・建設コンサルタント等入札参加資格者名簿において、建設コンサルタント部門「都市及び地方計画」で登録していること。
- (2) 技術士（建設部門（選択科目が「都市及び地方計画」に限る。）、総合技術管理部門（選択科目を「建設一般並びに都市及び地方計画」に限る。））の資格を有し、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による登録を行っている者又は建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による 1 級建築士の資格を有している者を管理技術者として配置できること。

3 入札参加者の制限

下記(1)～(11)のいずれかに該当する場合、入札参加者となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による入札参加制限を受けた者
- (2) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社の整理を命ぜられた者
- (3) 安全管理の改善に関し、労働基準監督署等の指導があり、これに対する改善義務を怠るなど請負者として不適当であると認められた者
- (4) 賃金支払いに関する厚生労働省からの通報があり、当該状態が継続しているなど、請負者として不適当であると認められた者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申し立てをした者にあつては、同法第199条の規定による更生計画認可の決定を受けている者
- (6) 公告の日から入札を執行する日までの間のいずれの日においても、忠岡町建設工事等指名停止要綱等に基づく指名停止措置を受けている者
- (7) 本町にかかる請負契約に関して、以下の事項に該当し、請負人として不適当であると認められる者
 - ア) 工事請負契約書等に基づく工事等関係者に関する措置請求に請負人及び関係者が従わないことなど、請負契約の履行が不誠実な者
 - イ) 一括下請、下請代金支払の遅延又は特定資材の購入強制等について、本町及び関係行政機関からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であると認められる者
- (8) 法人税、消費税（地方消費税も含む。）、法人事業税、法人住民税又は固定資産税を滞納している事業者
- (9) 忠岡町暴力団排除条例（平成24年忠岡町条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者
- (10) 忠岡町建設工事等暴力団対策措置要綱の規定により、競争入札への参加を除外された者
- (11) その他忠岡町建設工事等指名業者選定委員会等（以下「委員会等」という。）において不適当であると認める者

4 入札参加資格審査手続

(1) 入札参加申請時の提出書類

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を郵送等により提出し、本町の確認を受けなければならない。

- ア) 入札参加申請書（様式第1号）
- イ) 配置予定技術者調書（管理技術者）（様式第2号）
- ウ) 誓約書（様式第3号）

申請に係る書類は、ホームページにより公開する。（令和4年11月11日から

令和4年11月22日まで

(2) 入札参加申請期限

令和4年11月22日(火) 午後1時まで

(3) 提出場所

〒595-0805 大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号
忠岡町役場 町長公室 総務課

上記「提出場所」に郵送等によること。(持参不可)

なお、申請期限までに必着のこと。申請期限を過ぎて到達した書類は、いかなる事由があっても受理しない。

(4) 入札参加資格審査の結果

入札参加資格の確認の結果は、**令和4年11月24日(木)**までに、入札参加資格申請書(様式第1号)に記された電子メールアドレスに対し、審査結果通知書を送付する。

なお、入札参加資格を認定した者について、「2 入札に参加する者に必要な資格等」、「3 入札参加者の制限」に定める条件を満たさなくなった場合などは、入札参加資格を取り消すものとする。

5 入札に関する事項について

(1) 日時・場所について

日時：**令和4年11月30日(水)** 午前11時00分

場所：忠岡町役場 3階研修室1・2

引続き同所にて開札を行うものとする。

(2) 入札参加者が1者の場合の取り扱い

入札参加者が1者であった場合も執り行う。

(3) 入札書の提出方法等

入札書は入札当日、入札会場で配布する。また、入札会場への入室は1事業者につき2名までとする。

(4) その他

入札及び開札に関し必要な事項は、後日入札参加者に配布する「入札時に必要な持参物及び注意事項について」及び「入札の心得」を参照すること。

6 入札の無効について

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 競争入札に参加する資格を有しない者が行った入札

(2) 委任状を持参しない代理人が行った入札

(3) 入札金額、案件名の記載事項や入札参加資格者の氏名及び捺印のない入札

(4) 入札金額を訂正した入札

(5) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札

(6) 郵便、電報又は電話による入札

(7) 忠岡町契約規則第19条第1項に定めるもののほか、その他の条件に違反した入札

7 開札・落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

本件は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(2) 同価格の入札がある場合

落札となるべき同価格の入札をした者が2以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

なお、くじ引きに出席しない又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行に関係のない忠岡町職員がその者の代わりにくじを引くものとする。

(3) 入札・開札の中止

入札参加者が談合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止するものとする。

8 その他

その他の事項は忠岡町契約規則（平成11年忠岡町規則第7号）等の規定による。

入札・契約に関する問合せ先：忠岡町役場 町長公室総務課

〒595-0805 大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号

TEL:0725-22-1122(代表) FAX:0725-22-0364

仕様内容に関する問合せ先：忠岡町役場 教育部生涯学習課（忠岡町文化会館内）

〒595-0813 大阪府泉北郡忠岡町忠岡南1丁目18番17号

TEL:0725-90-5300(直通) FAX:0725-32-7819